

平成二十二年九月三日

第十四回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会議事録

東京都中央卸売市場

目 次

一.	開 会	1
二.	市場長あいさつ	2
三.	新委員紹介	4
四.	会長、会長代理の選出	5
五.	議 事	
	一. 審議事項	7
六.	報告事項	21
七.	閉 会	25

日時 平成二十二年九月三日（金）

午後一時三〇分

場所 東京都庁第一本庁舎四十二階

特別会議室A

出席者

委員 青山和夫

元東京都中央卸売市場長

井口幸吉

東京都青果物商業協同組合理事長

磯村信夫

東京都花き振興協議会副会長

伊藤興一

東京都議会議員

伊藤裕康

東京都水産物卸売業者協会会長

伊藤宏之

東京魚市場卸組合連合会会長

伊野瀬十三

東京都生活協同組合連合会会長理事

大武勇

東京都水産物小売団体連合会会長

岡田眞理子

東京都議会議員

小池潔

東京都花き振興協議会副会長

腰塚源一

東京食肉市場卸商協同組合理事長

齋藤壽典

社団法人大日本水産会常務理事

桜井浩之

東京都議会議員

笹本ひさし

東京都議会議員

幹

事

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
横山 宏	砂川 俊雄	志村 昌孝	野口 一紀	大舩 秀次	塩見 清仁	岡田 至	百瀬 祥一	宮本 浩章	三島 勝治	細川 允史	藤原 寛	藤島 廣二	兵頭 美代子	羽根川 信	中野 三千代	武井 喜一	芹田 光司	鈴木 あきまさ
中央卸売市場事業部長	中央卸売市場新市場建設技術担当部長	中央卸売市場新市場事業推進担当部長	中央卸売市場新市場担当部長	中央卸売市場市場政策担当部長	中央卸売市場管理部長	中央卸売市場長	全国農業協同組合連合会園芸農産部長	東京青果卸売組合連合会会長	東京都花き振興協議会会長	酪農学園大学教授	京浜地区青果卸売会社従業員連絡協議会事務局長	東京農業大学教授	主婦連合会参与	築地市場労組従組連絡協議会副議長	東京都地域婦人団体連盟理事	東京中央市場青果卸売会社協会副会長	東京都食肉事業協同組合理事長	東京都議会議員

書

記

飯田一哉	中央卸売市場管理部総務課長
松田健次	中央卸売市場管理部市場政策課長
鈴木朋範	中央卸売市場管理部財務課長
大里直恵	中央卸売市場管理部新市場建設課長
石田望	中央卸売市場管理部広報・計画担当課長
熱田秀	中央卸売市場管理部食肉事業推進担当課長
田中賢也	中央卸売市場事業部業務課長
青柳一彦	中央卸売市場事業部施設課長

## 第十四回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会

午後一時三〇分 開会

### 一 開 会

○司会（田中） お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまより第十四回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会を開催させていただきます。

本日、委員の皆様方には、ご多用のところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

私は、当協議会の事務局を務めます東京都中央卸売市場事業部業務課長の田中でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして、私のほうから定足数の確認をさせていただきます。本協議会は、条例の規定によりまして、委員の半数以上の出席によって成立することとなっております。ただいま協議会委員全二十八名中二十五名の方にご出席を既にいただいております。定足数に達しています。本会は有効に成立をしておるといことで、開催をさせていただきます。

本日、寺田委員におきましては欠席の申し出がございます。また、何名かの委員、おくれられるということでご連絡がございます。

それでは次に、お手元に配付させていただきました資料の確認をさせていただきます。順番に、本日の協議会の次第、協議会の委員の名簿、幹事・書記の名簿、そして諮問文の写し、審議事項、四週八休型休日アンケート調

査結果、報告事項、それぞれの資料でございます。お手元がない場合にはお申し出いただきたく思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。以上、資料の確認でございます。

それでは、議事に入る前に、岡田市場長よりごあいさつを申し上げます。

## 二 市場長あいさつ

○岡田市場長 皆様、お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。東京都中央卸売市場市場長の岡田でございます。会議の開会に当たりまして、一言、市場長としてごあいさつを申し上げます。

本日は、委員の皆様方には、お忙しい中、第十四回の東京都中央卸売市場取引業務運営協議会にご出席をいただきます。厚く御礼申し上げます。

最近の経済状況につきましては、八月の政府の月例経済報告は、景気は着実に落ちついてきたといったような報告がなされているわけでございますけれども、昨今の円高、あるいは株の低迷といったようなこともありますが、よりも私どもの卸売市場の置かれている状況というのは、私が申し上げるまでもなく、皆様方が十分ご存じかと思えますが、この一月から七月までの水産の取扱量が前年比で約三%落ちているといったようなこと、こうしたように取扱量の減少がとまっていけないということ、また、ことし農水省が発表いたしました卸売市場の経由率といったようなことにつきましても、最近のものは平成十九年度のものでございますけれども、水産、あるいは青果も六〇%台になっているといったようなことで、引き続き減少が続いているといったような大変厳しい状況にあるわけでございます。

都といたしましては、こうした状況を踏まえながら、新たな五カ年計画であります第九次の卸売市場の整備計画策定のために、現在、審議会におきまして、六月に諮問させていただきまして、精力的にそのもととなる基本方針

についてご審議をいただいているところでございます。

私どもが今考えておりますその基本方針のもととなる考え方につきましては、国のほうの方針と歩調を合わせて軌を一にしてつくっていくことが基本ではございますけれども、生鮮食料品の円滑な流通を確保しながら市場の活性化を図ると。こうしたために、現在、先ほど申し上げましたけど、卸売市場を取り巻いております非常に厳しい環境の変化に的確に対応できるように、計画的に市場整備を進めていくことが必要であろうと、このように考えておりました、こうした考え方で今後五カ年計画の基本的な考え方のご審議をいただければというふうに考えているところでございます。

さて、本日、この運営協議会で皆様方にご審議をいただきます議題は、来年、平成二十三年の東京都の中央卸売市場の臨時休業日及び臨時開場日の設定についてでございます。

言うまでもなく、卸売市場の臨時休業日、あるいは臨時開場日というものにつきましては、卸売市場で業務を行う皆様方、あるいは卸売市場をご利用いただいております皆様にとつて、非常に大きく影響する重要な課題でございます。

この二十三年の臨時の休業日及び開場日の検討に当たりましては、私どもが入っております全国の中央卸売市場の開設者で構成いたします全中協において設定方針の見直しを行うとともに、東京都の市場関係者の皆様とこれまでさまざまな協議を重ねた上で、私どもとしては諮問案として本日提出させていただきます。

そうした経緯でございますので、よろしく本日ご出席の皆様方につきましてはご審議をお願いしたいというふうに考えてございます。

以上、簡単ではございますが、開会に当たりまして市場長としてのあいさつとさせていただきます。どうぞ本日はよろしくお願いいたします。



### 目 新委員紹介

○司会（田中） 次に、委員の紹介をさせていただきます。本協議会の委員の任期は二年となっております。本年六月が改選時期でございました。本日もご出席の委員の皆様には、新たに平成二十二年七月一日から平成二十四年六月三十日までの間、委員をお願いしております。

それでは、今回初めてご出席されました委員の方々をご紹介させていただきます。

腰塚委員でございます。

○腰塚委員 腰塚です。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会（田中） 芹田委員でございます。

○芹田委員 芹田です。よろしく申し上げます。

○司会（田中） 藤原委員でございます。

○藤原委員 藤原です。よろしく申し上げます。

○司会（田中） 宮本委員でございます。

○宮本委員 宮本です。よろしく申し上げます。

○司会（田中） 百瀬委員でございます。

○百瀬委員 百瀬です。よろしく申し上げます。

○司会（田中） どうぞよろしくお願いいたします。

なお、引き続き委員をお願いしております委員の皆様につきましては、まことに恐縮ではございますが、お手元にお配りしております委員名簿をもちましてご紹介にかえさせていただきます。

続きまして、幹事でございますが、お手元にお配りしております幹事・書記名簿をもちましてご紹介にかえさせ

ていただきたいと存じます。

## △ 会長、会長代理の選出

○司会（田中） それでは次に、会長の選出に移りたいと思います。

本日は、委員改選後初めての取引業務運営協議会でございますので、会長の選任をお願いしたいと思います。会長の選任につきましては、東京都中央卸売市場条例第百八条第一項の規定によりまして、委員の互選ということになっております。どなたかご推薦を賜りたいと存じます。

○伊藤（宏）委員 委員の伊藤宏之でございます。伊藤が三人おりますので、名前まで申し上げます。

私は、きょうもご出席でございます青山委員を会長にご推薦申し上げます。理由は、前回も会長を務めただいて、この会の運営には十分ご経験をお持ちだと思います。したがって、スムーズな運営をお願いできるかと思しますので、青山委員をご推薦申し上げます。

○司会（田中） ただいま伊藤（宏）委員より青山委員を推薦するご発言をいただきました。委員の皆様、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○司会（田中） ありがとうございます。異議なしということでございますので、青山委員、よろしゅうございますでしょうか。

○青山委員 まことに僭越でございますが、お引き受けさせていただきます。

○司会（田中） それでは、よろしく願います。

青山会長にお願いしたいと存じますので、どうぞ会長席のほうへお移りください。

(青山会長、会長席へ移動)

○司会(田中) それでは、青山会長より一言ごあいさつをお願いしたいと存じます。

○青山会長 ご推薦いただきました青山でございます。前期に続きまして二期目の会長にご推薦いただきまして、この協議会の運営が円滑に参りますよう、皆様のご協力をいただきたく存じます。どうぞよろしく願いいたします。  
(拍手)

○司会(田中) ありがとうございます。

続きまして、会長代理の選出を行いたいと思います。

会長の職務代理につきましては、東京都中央卸売市場条例第百八条第三項の規定によりまして、会長からご指名をいただくことになっております。青山会長、よろしく願いいたします。

○青山会長 それでは、会長代理につきましては、藤島委員にお願いしたいと存じます。藤島委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○司会(田中) それでは、藤島委員、恐れ入りますが、会長代理の席のほうにご移動をお願いします。  
(藤島会長代理、会長代理席へ移動)

○藤島会長代理 ただいま職務代行にご指名をいただきました藤島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

青山会長をはじめ委員の皆様のご協力をいただき、職責を全ういたしますよう努力いたしますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○司会(田中) 藤島会長代理、ありがとうございました。

それでは、諮問事項の説明に入らせていただきます。

青山会長には、本来この場で直接諮問書をお渡ししなければいけないところでございますが、時間の関係がございますので、会長席に諮問書を置かせていただいております。また、委員の皆様方におかれましては、お手元に諮

問書の写しを配付してございます。ご確認いただきたいと思えます。

諮問事項は、平成二十三年におきます臨時休業日及び臨時開場日の設定についてでございます。

それでは、青山会長、よろしくお願いいたします。

## △ 議事

### 一. 審議事項 平成二十三年における臨時休業日及び臨時開場日の設定について

○青山会長　それでは、審議を始めさせていただきます。

審議事項は、平成二十三年における臨時休業日及び臨時開場日の設定についてであります。花き部、食肉部、水産物部及び青果部、それぞれの案が提出されております。

まず初めに、花き部の案につきまして事務局の説明をお願いいたします。

○横山幹事　中央市場の事業部長の横山でございます。どうぞよろしく申し上げます。

私のほうから花き部以下について説明をさせていただきます。座ったままで失礼させていただきます。

花き部についてご説明する前に、まず臨時休業日と臨時開場日の設定の根拠についてでございますが、お手元の資料のうち、最初の審議事項の最後のページ、八ページになりますね。こちらのほうに条例の抜粋がございまして、ごらんいただきたいと存じます。その中ほどに書かれていますけれども、第七条には、市場の休業日を定めており、さらにその下の第二項では、知事が臨時に休業日または開場日を定めることができるとなっております。そこで、これらを市場の業務の実態に即したものにするため、事前に各業界と協議、調整を踏まえた上で、このたびまとまった案を本日常協議会にお諮りしているところでございます。

では、花き部から順次、平成二十三年の臨時休業日と開場日についてご説明いたします。

まず、もとに戻っていただきまして、審議事項の一ページをお開きください。見開きになってございます。

花き部の案につきましては、花き部のある北足立市場、大田市場、板橋市場、葛西市場、世田谷市場の各市場で構成いたします東京都花き振興協議会が取りまとめたものをもとに提案しております。

そこで、平成二十三年の臨時休業日の考え方といたしましては、市場ごとに花きの需要特性を考慮して設定するとしております。また、臨時開場日の考え方は、毎週切り花が月、水、金、鉢物が火、木、土に行われているため、大方の国民の祝日を臨時開場日に充てるとともに、松や千両の取引を行う十二月の日曜日を開場日とするものでございます。

これらの考え方に従いまして、平成二十三年の具体的な実施日といたしましては、まず、臨時休業日でございますが、八月十三日（土曜日）、十二月三十日（金曜日）を共通にした上で、さらに北足立市場が二日、大田市場が一日など、各市場の特性に基づいて休業日を別個に設定しております。次に、臨時開場日でございますが、一月十日をはじめとして十四日間を共通にしております。そのうち、十二月十一日が松市、十二月十八日が千両市であります。その上で、同じように北足立市場が二日、大田市場が三日など、各市場が特性に基づきまして開場日を別個に設定しております。以上の内容は、二ページのカレンダーのとおりでございます。

以上です。

○青山会長　花き部についての説明は終わりました。何かご意見、ご質問がありましたかお願いいたします。

ご意見、ご質問ないようでございますので、この案をもって決定させていただくということでもよろしゅうございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○青山会長　ありがとうございました。

それでは次に、食肉部の案につきまして事務局の説明をお願いいたします。

○横山幹事 審議事項の三ページをごらんいただきたいと思ひます。

食肉部は、食肉市場の取引業務運営協議会での協議をもとにこのたび提案しております。

そこで、臨時休業日の考え方でございますが、四週八休を基本とし、需要がふえる十二月を除いて、原則として毎週土曜日に設定しております。ただし、祝日等による四月の三連休を避けるとともに、八月に夏休みを設定しております。次に、臨時開場日の考え方は、十二月において需要がふえることに対応するために設定するという事でございます。

これらの考え方に従いまして、平成二十三年の具体的な実施日といたしましては、まず、臨時休業日は、四月三十日並びに十二月の各土曜日を除く毎週土曜日、さらに八月十二日（金曜日）で、合わせて四十七日となります。次に、臨時開場日は、十二月二十三日（金曜日）、十二月二十九日（木曜日）の二日間となります。以上の内容は、四ページのカレンダーのとおりでございます。

以上でございます。

○青山会長 食肉部についての説明が終わりました。何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

ご意見、ご質問ないようでございますが、この案をもって決定させていただくということでもよろしゅうございませうか。

（「異議なし」の声あり）

○青山会長 ありがとうございます。

それでは、引き続き、水産物部及び青果部について事務局の説明をお願いいたします。

○横山幹事 水産物部と青果部の案をご説明する前に、その検討の参考といたしました、本年行いました四週八休の試行におけます市場関係者へのアンケート調査の結果と、あわせて、水産物部と青果部の臨時休開市に関して全国の指針を示しました全国中央卸売市場協会の設定方針についてまず説明いたします。

そこでも、アンケート調査の結果でございますが、資料にございます四週八休型休市日試行に関するアンケート調査（集計結果）をごらんください。これは先ほど申しましたように、本年試行の際に行ったアンケートの調査結果をまとめたものでございます。

まず、一ページをお開きください。最初の一の回収状況でございますが、関係する市場事業者、八千八百九十二名に業界団体等を通じて調査を行い、回収が三千九百四十五で、回収率は四四・四％でした。

次に、二の営業面の評価ですが、次のページの二ページのグラフをごらんください。ここでは、四週八休によって売上げの減少ですとか、品質などに問題があったとしたのは、鮭商、青果買参、水産小売、関連事業で三割を超えております。また一方で、水産や青果の卸には問題はないとしたものが多数ございました。

次に、三ページをごらんください。その三の休市日の業務でございますが、休市日に業務をしなかった卸は、水産が五〇％に対して、青果は二・三％でした。休市日であっても、顧客や産地からの要請があれば、荷の引き渡しや荷受け、受発注等の業務を行わざるを得ない状況が示されております。同様に、その下の仲卸でございますけれども、休市日に業務をしなかったのは、水産が五九・三％、青果が二九・六％と、青果のほうが休みづらい状況となっております。

次の四ページをお開きください。引き続き、青果と水産の買い出し人についてのデータですけれども、水産の買参人の五二・五％が店舗を休んだというふうに示しております。青果の買参、水産の小売、鮭商は一〇％から二〇％しか店舗を休んでおらず、その際、店の在庫を使ったり、休市中の市場から引き渡しを受けることによって営業をしております。その下の下段にございます関連事業者でございますが、九割以上が店舗を休んでおります。休市日に人が少ない場内では、基本的には商売にならないということでございます。

隣の五ページをごらんください。四の休市日における従業員の勤務状況でございます。水産の卸につきましては、全員が休んだのが二六・七％、残りは営業関係を中心に出勤となっております。青果の卸については、全員

が休んだのが四%で、大半が出勤となっております。休市日でも引き渡し等の業務があった場合、もしくは翌日の業務のための入荷対応等と考えられます。その下の仲卸の従業員についても、水産が七七・三%、青果が四六・三%が全員休んだとしております。担当従業員の出勤は、卸と同様に、休市日における引き渡し業務、もしくは翌日業務の準備等と考えられます。

次に、六ページをごらんください。六ページ以降は四週八休型休市日の試行に関する自由意見でございます。大まかに言いまして、水産や青果の仲卸、水産の買参では肯定する意見が五割を超えているのに対して、青果の買参、水産の小売、鮪商は逆に否定的な意見が五割を超えています。関連事業者につきましては、肯定、否定が拮抗しているという状況でございます。

以上、アンケート調査の結果でございますが、四週八休につきましては、今ご説明したように、その立場によって大きく評価が分れております。また、休市日における勤務実態等を見ましても、必ずしも休市が労働条件の緩和に直ちにつながっていないといったような問題点もあります。

こうしたアンケート調査でございますけれども、もう既に平成二十年度の四週八休の試行開始以来、こととして試行が三年目、アンケート調査は五回目になります。その間、回収率ですとか、四週八休の評価、試行の評価、それから休市日の業務状況についての業界ごとの傾向はほとんど変わっておりません。

そうした中で、今回こういうふうにご説明したわけですが、アンケート調査については、やはり変わっていないということで、今回ひとまず終了したいと思っております。今後、五回行った調査につきまして詳細に分析した上でもって、改めて四週八休の試行の評価について別の方法で行いたいなど、そのように考えております。

アンケート調査は以上でございます。

引き続き、全国の中央卸売市場協会が定めました設定方針について説明いたします。

資料の七ページをごらんください。そこでは、水産と青果の臨時休開市については、全国中央卸売市場協会です



一的な設定の考え方を方針として定めております。

従来からの基本は、項目一でございますが、臨時休業日は四週六休型を基本としつつ、第二番目、四番目の水曜日に設定すること。また、その設定六にありますように、総合市場の機能を低下させないために、青果部と水産物の休開市日はできるだけ統一とする。さらに、項目七において、休開市は、できるだけ全国的に統一して実施できよう努力するとしています。ここは従来どおりでございます。

今回変更した点は、項目一のただし書きで、臨時休業日の試行ができるということを明文化いたしました。また、項目五で、三連休の回避について、「できるだけ」という文言を加えたことでございます。

設定方針の説明は以上でございます。

このアンケートの設定方針に基づいて、審議事項五ページにございます水産物部と青果部の休開市について案をつくらせていただきました。

第一の設定の考え方でございますが、まず、臨時休業日といたしましては、(一) 四週六休型を基本に、原則として毎月第二番目と第四番目の水曜日に設定するとします。

(二) 八月に夏休みを十五、十六、十七の三日設定します。これに伴いまして、第二番目の水曜日でございます十日は開業日とします。

(三) 四週八休型の試行として、三月と六月については、第一週及び第三週について、水曜日を臨時休業日とします。なお、第五週につきましては、月末需要に対応するための開場日といたしまして、代替として七月六日を臨時休業日といたします。また、青果部につきましては、さらに一月十九日についても臨時休業日といたします。

次に、臨時開場日でございますが、五月の祝日等による三連休を回避するため、五月五日を臨時開場日といたします。また、年末の需要の増加に対応するため、十二月二十五日を臨時開場日といたします。

以上の考え方によりまして、平成二十三年度の実施日につきましては、第二の記載のとおり、臨時休業日が水産

物部と青果部共通で二十四日間、加えて、青果部のみの休業日が一月十九日（水曜日）となります。また、臨時開場日は、五月五日（木曜日）と十二月二十五日（日曜日）の二日間ということになります。これらを示したカレンダーは、隣の六ページのとおりでございます。

なお、この水産物部と青果部の案につきましては、若干でございますが、策定の経緯と、それから主な特徴についてつけ加えて説明させていただきます。

今回の案を策定するに当たりましては、従来どおり水産物部と青果部の事業者の代表者による合同の調整会議を設けて検討してまいりました。今回はこれに加えまして水産物部と青果部を分けて個別の会議を開催して検討しております。さらに、全国中央卸売市場協会の幹事都市とも協議を重ねながら、産地や消費の関係者からも適宜ご意見をいただきました。

その結果、第一に、水産物部の開場日が昨年と同様二百七十三日であるのに対して、青果部が一月十九日を休業日とすることで開場日が一日少ない、青果部だけ二百七十二日というふうになっております。これは水産物部と青果部の統一を原則にできる限りの一致を求めています全国中央卸売市場協会が定めた休開市日の設定方針の範囲内で、休業日の希望が強い青果部における協議の状況を踏まえたものでございます。一月十九日における水産物部のみの開場につきましては、関係業界と事前に十分に意見交換をいたしましてご了解を得ております。

第二に、八月の夏休みを三日設定いたしました。実はそれと八月十四日の日曜日を合わせると連続して四日間の休業日となります。この点、お盆休み等の業界慣行に配慮したものでございますが、これにつきましても事前に関係業界のご了解をいただいております。

以上、説明でございます。

○青山会長　水産物部、青果部についての説明が終わりました。何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

羽根川委員、どうぞ。

○羽根川委員　羽根川と申します。

ただいま横山事業部長のほうから平成二十三年の水産物部、青果部の臨時休開市の案が提起されたんですが、臨時休開市、今、四週六休型、四週八休型という論議になっているんですが、試行が行われたのは平成十九年の七月十七日、第九回の取引業務運営協議会で論議されて、四週六休型から、三月、六月を四週八休型の試行ということで、一步前に踏み出るといような形で進められてきたんですが、平成十九年の第九回の論議の中で、四週八休型の試行を行って、四週八休型の運営に係る課題を検証するんだということが一つ確認をされました。それから、水産、青果の統一したカレンダーで試行した上、その結果を十分検証し、今後さらに検討を深めたいと、そういうことも問題提起されています。

翌年の平成二十年に一回目の四週八休型の試行が行われたわけですが、その年の九月二日に開かれた十二回目の取引業務運営協議会の論議では、今も横山事業部長から説明があったとおり、四週八休型の試行に関するアンケート調査の結果説明が行われて、その上で、もう一年試行を継続するんだという提起もありました。その二年目、二回目の論議のときに、課題を克服しながら拡大していくんだと、そういう論議を、当時の大橋事業部長のほうから質疑応答の中でそういうことも確認されてきていると。

まあ、この間の四週八休型の試行に向けた経緯を見た場合に、一つは、今、横山事業部長からも説明があったとおり、水産、青果、一月については別々に休開市が実施されると。この部分については、今の報告では、水産物部、それから青果部、合同の調整会議を開いて論議をしてきたんだと。そこは事実そうだったし、私もその調整会議に出ていましたので経緯については理解しているつもりなんですが、今説明のあった七ページの全中協の臨時休開市の設定についての設定方針、この中でも六番目に、青果部、水産物部をあわせ持つ市場にあつては、総合市場の機能を低下させないため、臨時休開市はできるだけ統一するんだということが明記されています。

過去において、この臨時休開市の中で、もう二十年くらい前ですかね、一度水産と青果が別々に休市日をとったということがありました。そのときは青果が休みで水産だけ開市という今回のような形だったんですが、これはまずいと、総合市場という中で水産、青果が別々に休市をとるのは非常にまずいということで、過去では一つの失敗の経緯ということ、こういう形はとらないようにしようということ、今日までそれ以降の臨時休開市については青果、水産、同じ日に基本的に設定するんだということがずっと進められてきた。今回、苦肉の策というのか、安易な設定という言い方はおかしいんですが、これはどうなんだという形は言いませんけども、過去において失敗した経緯もある中で、あえて水産、青果、別々な休開市を設定したというのがどうも腑に落ちない、理解しきれないという部分なんです。

だから、先ほどの四週八休型に向けては、前向きにいろいろクリアするところはクリアして進めていくんだよという方向でやってきたこと、それから、青果、水産、統一してやるんだということもこれまで確認して進めてきた経緯なんです。そういう経緯の中から、今回、水産、青果、別々な休市日を設定すること、それから、四週八休型に向けては、先ほどの説明でも、アンケートについては、四、五回アンケートをとって、その結果を見ても内容的には大体違いもない、わかりやすい結果が出ているので、今回ひとまず中止をするということも言われているんです。

そういう面では、試行という段階から、既に四週八休型を具体的にどうするんだという段階に来つつあるんだと思うんですね。来たというんじゃないやなくて来つつあるんだろうと。そういう面では、今後の四週八休型の休市設定をどういう方向で都が考えていられるのか、それから、青果、水産、統一という部分について、どういうふうに関心を持って、考えてそういう形を設定したのか、その部分についてご説明願いたい。

○青山会長 横山幹事、お願いします。

○横山幹事 私のほうからご説明申し上げます。

今、羽根川委員から四週八休の進め方、それから、今回青果が一日休市日が多いということで、形の上では開市日はずれたという点をどのように説明するのかというご質問だと思います。

最初に、四週八休の進め方については、今まで何度か羽根川委員のほうからご質問があったようでございます。ちよつとその前に、一応、この休開市日の設定の仕方について、基本的なスタンスみたいなものを最初にお話しておいたほうがいいのかなということで、説明をさせていただきます。

先ほどありましたように、市場長のお話にもありましたように、東京市場の休開市のあり方というのは、もちろんここにいらつしやる市場の事業者の方々のみならず、産地ですとか、消費側、それから実は他府県も含めて非常に大きな影響を与えます。特に東京の場合、全国から集荷しておりますし、集めたうちの四割は他県に回しているという状況からすると、東京だけで勝手に決めさせていただくというわけにもいかないという状況がまず一つあります。

それで、そういうことも踏まえて、先ほどちよつと説明しました条例の抜粋の七条の第二項に、臨時休開市を定めるに当たっては、市場業務に従事する労働条件だけではなくて、都民の食生活への影響ですとか、産地の出荷事情等を考慮するようにということで、そういうことも含めて考えろというふうに今なっているわけなんです。

私もこの夏から担当がかわって入ったわけですけども、そこでも考え方は申し上げたんですけども、そういった条例の項目も見ていた場合、第一に、やっぱり消費者や産地の意向ということがまず条件として入るだろうなど。二番目に、市場事業者の労働環境、これはもちろん入るでしょうと。三番目に、市場の置かれた流通環境ですよ。四つ目に、先ほど言いました他府県の市場の動向と。やっぱりこの四つを考えながら休開市を考えなきゃいけないと。そういう意味からいうと、四つの条件は別に上下じゃなくて、いずれも重要な基準だと思います。ですから、ここで困るのは、各基準が具体化したときに方向性が実は全部異なる場合があるんですよ。例えば一つの考えですけども、市場事業者の労働環境のあらわれとしての四週八休型ということであれば、当然これは四週

八休の実現に近づけば休業日がふえてまいります。ところが、一方、新鮮な食料を求める、先ほどの消費者の意向ですとか、それからふえ続ける場外流通に対抗する立場から、市場の置かれた流通環境を考えるとという立場からいうと、むしろ逆に、休業日を減らすという方向も出ています。そういう意味からいうと、実はこの点は何か一つ方向性を定めてそっちのほうへ進んでいくというのは非常に難しい案件だろうというふうに考えております。

そこで、昨年来、羽根川委員のほうからいろいろご質問がある中で、そもそも平成十九年に四週八休の試行を定めたというのは、これはどういうことだったのかということに実は戻るんです。若干さつきちよつと引用がありましたけども、これはさつき申し上げたような四つの条件の中のバランスで考えるという以上、四週八休のほうで進みますよという話になりますと、ほかの条件が抵触してしまうと。そういう形でこの協議会が決定をしたんだらうかということなんですけども、いろいろ議事録等を調べましたけども、実は四週八休の実現に向けて進めるという言い方はしていないんです。私の理解でございますけども、あくまで四週八休というのが市場に受け入れられるかどうか。先ほど言いましたようないろんな課題等を可能性も含めた状況を明らかにするためにトライアルとして四週八休を導入したと、そのように考えております。

この点については、ここ二年ぐらいほどこの協議会でもやりとりがありまして、その趣旨の、先ほど言いましたように、四週八休の試行というのはあくまで実現に向けた準備段階ではないかというようなお話に対して、例えば水産の委員のほうからそういったことではないというような否定もございましたように、どうもこの内容は準備段階としてやっているのではなくて、あくまでその可能性を探るためにやっている、そのように考えております。

そういう意味からいうと、今後も労働環境の改善は重要な事項ですから四週八休の試行は続けます。ただ、これを一直線にこのまま拡大していくことは無理だと考えております。こちら辺について若干、羽根川委員ほか、誤解を含む表現で説明したとすれば、それはおわびして訂正いたします。基本的にそういうことだと考えております。

次に、引き続き、青果と水産が今回一日開場日が違うという点でございますが、これは先ほどの中で説明いた

しましたように、いわゆる全中協、全国中央卸売市場協会の設定方針にもありますように、六番ですか、青果部と水産物部の臨時休開市日の統一ということで、基本的にこの範囲で考えております。

というのは、ここにありますように、総合市場の機能を低下させないために臨時休開市日はできるだけ統一すると、青果、水産。できるだけ統一するという話で、実は他府県も一日はずれてくるのはかなり例がございます。

そういう意味で、安易な決定ではないんですけども、実は、毎回毎回、羽根川委員も入っていたいてごらんのように、なかなか水産と青果については議論が先鋭化しまして統一する部分が見えない中で、今回、青果部だけで議論された中で、四週八休というところまでは合意は至らなかったんですけども、段階的のところとか、若干休業日は増やしてもいいんじゃないかという話もあった中で、そこら辺をちよつと私どもも踏まえさせていただきまして、一日増やしたということでございます。

ただ、この一月十九日を選ぶに当たっては、関係業界のほうにお話を伺いまして、一番影響の少ないところで実は選ばせていただいております。また、これについては、先ほど言いました全中協の幹事都市とも連絡を取り合いながら、他県を含めて影響がないように配慮したつもりでございます。そういう意味で、あくまで青果、水産を分離ではなくて、統一の範囲内で、許された範囲内でもって一日実はずらしたと。

ただ、これにつきましては、かっているいろいろ弊害があったということは十分理解しております。あときは複数日であったかと思えます。

実は二年ほど前ですか、いわゆる休市日の対応、本市対応をどうするんだという話がありまして、青果、水産の皆さんのほうに協力を依頼してみました。その結果もあって、アンケートにああやって休市日でもやはり引き渡し業務をやっているということがございますので、一月十九日にどういう形になるか、ぜひ本市対応をしていただく中で実際にどういう影響が生じたかについては検証してまいりたいと思っております。

以上です。

○青山会長　横山幹事、ありがとうございました。

羽根川委員、どうぞ。

○羽根川委員　今の説明では基本的には理解しているつもりなのですが、全中協の六項目めで、できるだけ統一するんだと。一日についてはその範囲内だと。それはそのとおりだと思うんですが、今後、基本的には青果、水産、統一するんだという部分があるわけなので、この日数が、今回一日ということなんですが、今後拡大するようなことがないように、できるだけ統一の方向を目指していただきたいと思います。

以上です。

○青山会長　ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。

兵藤委員、どうぞ。

○兵頭委員　私は最終ユーザーとして、今のお話を伺っております、お休みとか開業についてはどうのこうの申し上げるのではないのですが、そういう検討をなさるときに、さっきお話もございましたが、最終ユーザー、産地から卸に持ってきて、それからその次の段階、次の段階、ちょっと手がだんだんと下がってまいります、私どもは食生活の中で青果、水産というのが一番身近な、基本的なところになりますので、やはり新鮮なものをいつも求められるというような社会情勢であってほしいと思います。それでないと、今は皆さん車を持っていらしたりするので、ちょっと地元のお店等、いいものがなかったり、トラブルがあったりいたしますと、結構産地まですぐに買い出しに行ってしまうということも耳にいたしますので、ぜひ産地から卸にと、その段階だけの問題としてお考えいただくんじゃないかと、やはり最終ユーザーのどのようなそれによって影響をこうむるかということまでご配慮いただきたいし、また、今、大変に一般家庭というか、生活スタイルが変わってまいりました。確かに八月のお盆休みというのは全く同じなんです、お正月やなんかのスタイルなんかも随分変わってまいりまして、かつてのように自分のうちでお正月料理をつくる方たちも少なくなっただけでまいりました。でも、また五月ごろのお休みとか、い



ろいろ生活のスタイルがかってと違ってきているということもご考慮いただいて、この休日やなにかのことにも十分ご配慮いただきたいと思えます。

以上でございます。

○青山会長 横山幹事、お話ありますか。どうぞ。

○横山幹事 今、お話しいただきましたように、私どもは一つの基準で休開市を決めるのではなくて、先ほど申しましたように、条例にもありますように、消費者や産地の声、市場の置かれた流通環境、それから他県の状況、そして先ほど言いましたような場内労働者の労働環境といったことをやっぱり総合的に勘案しながら、おのおのの向かう方向性を業界の皆さんの方々の意見を聞きながら調整していきたいと思っておりますので、消費者の方々のほうの意見も忘れないで今後反映させていただきまますので、よろしくお願いいたします。

○青山会長 どうもありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問ございましたらどうぞ。ほかにご意見はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○青山会長 それでは、水産物部、青果部につきましても、ご提案いただいたとおり決定するというところでよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○青山会長 ありがとうございます。

それでは、各部を合わせまして、諮問をいただきました件につきましては、原案のとおり答申するというところで皆様のご了解をいただきたいと思いますと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○青山会長 ありがとうございます。

答申につきましては、後日、会長より知事あてに提出させていただきます。

## Ⅴ 報告事項

○青山会長 次に、報告事項に入らせていただきます。

お手元の資料をごらんいただきたいと思いますが、報告事項は、東京都中央卸売市場における最近の状況についてでございます。事務局から説明をお願いいたします。

○横山幹事 それでは、報告事項のページをお開きいただきたいと思っております。最初の一の(一)は、平成十六年度以降の卸売業者におけます取扱数量等の推移を示しております。水産物部では、取扱数量、金額とも減少傾向にありましたが、特に平成二十一年は取扱量で五ポイント、金額で十ポイント近く指数が低下しております。青果部は、取扱量が横ばい状況でございますが、単価の低下により金額は減少傾向でございます。食肉部は、数量の減少に比較して金額は横ばいでしたが、リーマンショック以来の不況でございますでしょうか、金額も最後になって減少しております。花き部の取扱量は増加傾向にあり、金額も横ばいございましたが、平成二十年以降、減少に転じております。

次に、二ページをごらんください。市場業者の経営状況でございますが、卸売業者につきましては、平成二十年になって赤字事業者がふえておりまして、特に水産物部は五割近く、急増しております。また、仲卸業者につきましても、従来から水産物部が四割以上、青果部と花き部が三割以上が経常赤字になっております。特に仲卸は債務超過に陥っている業者も相当ありまして、そうした厳しい経営状況を改善するために、都はこれまで公認会計士でございませつか中小企業診断士等を交えた経営指導や経営相談等を行っております。また、昨年度から仲卸業者の団体等が販路拡大や新商品の開発など活性化にかかわる事業を行う場合に支援するような業務も行っております。

こうした業務を通じまして経営基盤の強化に努めてまいります。

めぐりまして、三ページでございますが、農水省が調べました全国の市場経由率の状況を示しております。ここにおいても平成十九年に水産物部と青果部の市場経由率が一段と実は下落しております、先ほど申しました市場の厳しい現状を裏づけております。

説明は以上でございます。

○青山会長　ありがとうございます。

報告事項にかかわる説明は終わりました。何かご質問などございましたらどうぞ。

羽根川委員、どうぞ。

○羽根川委員　ただいま中央卸売市場が年間取扱数量、金額、経由率、すべて右肩下がりと、大変厳しい状況にあるんだという説明があったわけですが、この間、一九九九年、二〇〇四年、二回にわたって市場法が改正され、それに伴って都条例も改正された。この二回にわたる市場法の改正に当たって、まず改正の趣旨として、水産物、青果もそうですが、流通そのものが川上から川下にかけて大幅に変化してきている。流通と市場法が乖離しているんだ。その乖離に合わせた形で市場法を改正するんだというのが一つあります。それから、市場法の改正によって今卸売市場が大変な事態になっているのを活性化させるんだと、その意味合いを含めて市場法の規制緩和をして活性化に向けてやるんだという提起だったと思っています。

先日、農水省と話し合いをする機会があったので農水のほうとも話をしたんですが、二度にわたる市場法改正によって卸売市場を活性化させるんだという話だったんですが、どのように活性化したのか伺いました。現状は厳しい状況で全く活性化はしていないよと。その話の中で言われたのは、市場経由率と市場外流通は表裏一体の関係だよと。市場経由率が低下するということは、市場外流通がそれだけ拡大したから経由率も低下しているんだと。まさにそのとおりなんですよね。

今、現状としてこういう資料、数字的にも出ているよという説明があつたんですが、現状厳しいのはもうはつきりしている。ただ、その現状を打開するに当たって具体的にどういう方向をとればよくなるのか。今の第九次の卸売市場整備基本方針ですか、論議されて、この秋には具体的に提起されることになっていきますけども、状況が厳しいからこうすればいいだけじゃなくて、現状の抱えている例えば市場外流通の問題とか、その辺にやはり具体的にメスを入れていかないと、せっかく市場法を改正したり、それに合わせて都条例を改正したりしても、全く活性化しないと。全く活性化しないというのは、方向がやはり、正しい方向と言つたらおかしいですけども、ちゃんとした方向になっていない限り、現状は全くよくなるらない。逆に悪くなっている。これは中央卸売市場の実態だけじゃなくて、産地についても、農村についても、漁村についても、大変な事態になつていふんですね。やはり産地も含め、中央卸売市場も含めて、食品流通がどういふ状況になつていふのか。まあ、中央卸売市場が大変な事態になつていふのはそれなりの原因があつてなつていふわけなので、その辺の部分についてはやはり目を向けて、本当に中央卸売市場が活性化させられる方向の問題提起をぜひしていただきたいと、要望として出しておきたいと。

○青山会長　ありがとうございます。

ほかにご質問どうぞ。

伊藤宏之委員、どうぞ。

○伊藤（宏）委員　きょうは珍しく羽根川さんと意見が合うんですけど、今、羽根川委員がご発言した内容については、農水省の検討会の中でも話題となつておりました。やはりこれは市場の運営協議会ですから、市場を経由する、いわゆる經由率を伸ばす、それをまず主題に考えなければいけない。

私もその会議の中で市場法の改正によってどういふ結果になつていふのか、その後の数字の検証ができていないんじゃないかという発言をさせていただきました。出てきた数字だけを見れば、生鮮も加工も輸入品も冷凍品もすべて含めた値が出てきていますから非常に見えにくいんですけど、私ども、特に生鮮を見たときには、かなりそう

いったことの影響が、今、羽根川委員がおっしゃったような影響が顕著に出ているような気がするんですね。

じゃあ、それをどうするのかということなんですが、これもその会議の中でいろいろと議論されたところですけど、今後は市場を構成するそれぞれが一体となって市場の流通を考え直していく。もう少し活性化を図っていく。しかも、その中に開設者も含めてという一言があったんですね。

それで、隣には卸の伊藤（裕）さんがいらっしゃいますが、開設者、卸売業者さん、仲卸、また大武委員もいらっしゃるけど、市場を利用する方々、みんなが一緒になって市場の将来のあり方というのを真剣に考えないと、ますますこの数字が開きが出るような気がしてならないですね。

今そういう時期に来ていると思いますので、市場ごとの運営協議会、これもそういうことをよく含んだ上で今後真剣な議論が必要じゃないかなというふうに考えています。

以上です。

○青山会長　ありがとうございます。

ほかにご質問、ご意見ございませんか。

ご質問等はないようでございましたら、報告事項につきましてはこれで終わらせていただきます。ありがとうございます。

これで協議会は終了いたしますが、閉会の前に、岡田市場長からごあいさつがございます。

○岡田市場長　終わりに当たりまして、一言御礼を申し上げます。

お話のございました、あえてカレンダーという言い方をさせていただきます。カレンダーにつきましては、市場の関係業界の皆様方、あるいは全国の中央卸売市場に関係する方々と長い間お話をさせていただきました。その上で調整させていただいたわけですが、それぞれがそれぞれのお考えをお持ちであるということ、はっきり申し上げると、それぞれベクトルが違っている中で調整をさせてきていただいたということだろうというふうに

思っております。

ただ、今回こういう形で調整させていただきましたけども、来年以降、お話のように、できる限りまた例えば青果と水産が一体になるようなことができないのかどうか、改めてそういったような形で検討させていただくということをおもは考えてございます。

今、ご答申をいただきました、東京都中央卸売市場の来年、平成二十三年におけます臨時の休業日と、それから臨時の開場日の設定につきましては、決定していただきました内容につきまして、業界の皆様並びに東京都の関係機関、あるいは全国の中央卸売市場協会のほうに周知を図ってまいりたいと思っております。その上で、平成二十三年の円滑な市場運営につながるように私どもも努めてまいりたいと思っております。

またあわせて、本日ご審議の中で貴重なご意見をいただきました。今後の市場運営を考えていくという中で私どもだけではなく、いわゆる開設者、業界の皆様方、あるいは消費者の皆様方と一緒に、どうすれば市場の活性化ができるのかということをおもまたご議論させていただければと。そうした上での貴重な検討のご意見であろうというふうにお受けとめさせて、これからも私ども、努力していきたいと思っております。

本日はまことにありがとうございました。

○青山会長　ありがとうございました。

### 閉　　会

○青山会長　それでは、本日の取引業務運営協議会をこれをもって閉会といたします。皆様のご協力をいただきました。

まことにありがとうございました。

午後二時三四分 閉会

了